

第2回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和5年12月18日（月）14:00～15:30
- ・ 場 所 横須賀市役所本庁舎3号館302会議室（3階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 菊池委員 小林委員 篠原委員 餅田委員
（一部を除き、委員はオンラインで出席）
- ・ 事務局 総務部総務課 中村課長、中島係長 日根
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について
（民生局地域支援部窓口サービス課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、行政機関等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施する必要がある。

本件は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに地方公共団体の住民基本台帳システムは国（デジタル庁）が提供するガバメントクラウドを利用することが努力義務となった。このガバメントクラウドへの移行に伴い、国が示す記載例を基に、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）に追記を行った。

このことが評価書の重要な変更に該当することから、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第1項第2号に基づく第三者による点検として、本審議会の意見を聴くものである。

（委 員） 説明者及び出席者の所属を確認したい。

（実施機関） 説明員は民生局地域支援部窓口サービス課職員である。他2名は経営企画部デジタル・ガバメント推進室職員である。

（委 員） この資料はAIを活用して作成したもののか。

- (実施機関) AIではなく、説明員が作成したものである。
- (委員) 聞きなれない表現があり、横須賀市は生成型AIの利用についても先駆的な地方公共団体であるので、もしかしたらAIによる作成かと考えた。ちなみに、資料3の1ページ「1 事務の説明」に記載されている「住民の正しい権利」という表現は国の資料に記載があったのか。
- (実施機関) 全項目評価書作成当時から記載していた表現を使用して、資料3を作成したものである。
- (委員) 評価書のどこに記載があるのか。
- (実施機関) 資料5、全項目評価書の3ページ、②事務の内容の冒頭に記載がされている。
- (委員) 資料3に記載の「正しい権利」という表現に違和感を覚え質問した。内容について承知した。
- (委員) 情報は国のシステムとは切り離されたところに蓄積されているのか、国につながっているのはどのような情報か。
- (実施機関) 現状は市役所庁内のみで情報を保有している。
- (委員) 現状では庁内にある情報が、今後の変更によりクラウドに上がるということだろう。現在はその移行期であるのか。
- (実施機関) 現在はクラウドへの移行のための準備期間である。環境を作る、データを移行するというのは今後行う予定である。
- (委員) 国の資料を確認したが、クラウドサービスについてはAmazonかGoogleが選定されるようなことが記載されていた。
- (実施機関) 地方公共団体が選定するクラウド事業者としては9割方がAmazonとなっている。
- (委員) 国内では対応できる事業者がなかったということだろう。
- (実施機関) 既に選定されている事業者としては、海外事業者が主である。国内事業者は1社選定されたが、令和7年度までに技術的な要件を満たすという条件付きでの選定であり、実際にサービスが利用できる状況とはなっていない。
- (委員) 資料3の4ページ中段、e)に記載されている「また、～行っています」以下については、現状の状況か、またはこれからの意向表明であるのか。
- (実施機関) 資料3の4ページ中段の記載は、国が「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において、クラウド事業者を登録する際の要件の一

つとして記載されている。現在はクラウドを使用しているわけではないが、事業者が横須賀市以外も含め、サービス提供する条件として、このような管理をしているというものである。

(委員) クラウド事業者との契約は結ばれているのか。

(実施機関) まだ結んでいない。よって、「ガバメントクラウドへの移行後はこのような管理を行っていく」という表現の方が正しい。

(委員) ガバメントクラウドへの移行は何年の予定か。

(実施機関) 今回点検対象となっている住民基本台帳システムに関しては、令和7年1月の予定である。

(委員) クラウド事業者との契約は国が一括契約をおこなうのか。

(実施機関) デジタル庁がクラウド事業者と契約し、デジタル庁と地方公共団体が契約を結び、クラウドサービスを利用する形となる。

(委員) 国が事業者と契約し、国と地方公共団体が個々に契約をするということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委員) 二段階の契約となっており、把握を難しくしている。

(委員) 資料4の2ページ「3 ガバメントクラウドへの移行に伴う評価書の変更点」の「なお、」以下に「すべてのサーバをガバメントクラウドへ移行するのではなく、システム障害時の対応用として、一部のサーバは引き続き庁内で稼働させます。そのため、これまでの記載を残し、ガバメントクラウドに関する記載を追記する対応としています。」とある。これはおそらくバックアップのことであると思うが、具体的にどのようなことをするのか。

(実施機関) 資料5全項目評価書44ページ「7 特定個人情報の保管・消去」の「⑥技術的対策」の具体的な対策の内容として<ガバメントクラウドにおける措置>①から⑧を追記したという主旨である。具体的な対策の内容として<横須賀市における措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>はこれまで当該評価書にも記載があった。市の保有するサーバーをすべてガバメントクラウドに移行するのであれば、記載を見直す必要があるが、庁内にも残るため、<ガバメントクラウドにおける措置>を追記するという対応とした。

(委員) 一部のサーバーが引き続き残るということは、一部のデータが残るということか。

(実施機関) システムとしてはガバメントクラウドにすべて移行する。しかし、万が一
大規模災害等が発生し、データセンターを利用できなくなった場合に業務が停止
することを防ぐため、ガバメントクラウドと同等のデータを庁内でもミニマム
な環境として保持する。そのため、評価書上は現行のサーバーでの保管に関す
る記載をそのままに、ガバメントクラウドが追加される記載になるよう作成し
た。

(委 員) つまりは、ミラーサーバーとしての役割を庁内でも持ち続けるということか。

(実施機関) そのとおりである。

(委 員) そのことについて、この資料から読み取れなかった。ミラーサーバーでなけ
ればバックアップは機能しないはずだと思ったため質問した。

(委 員) 資料3の3ページ(3)②再委託先へのリスク対策について、「原則再委託
を認めていません。」と記載がある。しかし、資料5の35ページ「4 特定個
人情報ファイルの取扱いの委託」の最下段を見ると再委託がなされているよう
に見受けられる。であれば、資料3の「原則再委託を認めていません。」の記
載は不要ではないか。

(実施機関) 再委託については、市に対し事前に文書により依頼をしてもらい、市がその
内容をセキュリティ面や管理面等の観点から精査し、問題がなければ認める
という形を取っている。資料の表現が確かにわかりづらく申し訳ないが、「原
則」の意味するところは、事前の手續等がなければ再委託は認めていない、
ということである。

(委 員) 資料の表現ではその点が分かりづらいため、表現の見直しが必要だろう。

(委 員) 再委託の規定は規則等にあるのか。

(事務局) 委託で特定個人情報を取り扱う際は「個人情報の取扱いに関する特記事項
(特定個人情報用)」というものを契約時に添付している。その特記事項に再
委託を行うには事前の承諾が必要である旨規定しており、それを契約書の一部
という形で担保させている。

(委 員) 再委託先への行政からの指示は再委託先ではなく委託先になされるものでは
ないのか。

(事務局) そのとおりである。再委託先の行為の責任は委託先が負うこととなるが、安
全管理措置に関しては再委託先であっても委託先と同等となるよう規定してい

る。

(委員) 資料4の1ページ目「2 情報システムの標準化とガバメントクラウド」について、中段に「なお、本法の中で、『地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める』旨が定められています。」とある。この表現は法律の条文にはなかった。出典を調べたところ、法律が制定される前の令和3年6月1日に総務省自治行政局が出した「資料3 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化」に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の概要として記載されていたようだ。国が法案として出す骨子の趣旨はこのようなことだ、というのはこの資料に記載され、法律の施行は令和3年9月1日であるとあった。資料4記載は括弧の後ろに「旨」とある。条文そのものではない、ということか。

(実施機関) 条文そのものではないが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条をもとに記載した。

(委員) 令和7年には制度としての大改革が行われる。国は対象となる国内企業がないため、AmazonやGoogleなどの海外事業者と調達契約を行うプランニングとなっている。そして、国が地方公共団体と契約を結ぶと。詳細としてはどのような契約となるのか。

(実施機関) デジタル庁がまずはAmazon、Google、Microsoftといったクラウド事業者と契約を行う。地方公共団体がデジタル庁に対してクラウド利用に必要なアカウントの払い出しの手続きを行い、デジタル庁は地方公共団体に対して、利用権を付与する。今回のケースでいえばAmazonのクラウドサービスとなるが、払い出されたアカウントを利用して、横須賀市の住民基本台帳のサービスを提供する環境を構築することになる。

(委員) 例えば情報の漏えいなどが疑われるような事態が発生した場合は、対応はデジタル庁になるのか。地方公共団体側にクレームが入った場合は、デジタル庁に申し入れするのか。

(実施機関) 何に起因して発生した問題かによる。もしデータが漏えいしたとするならば、どこで漏えいしたか。クラウドサービスそのものに対しハッキングのようなものがあり漏えいした場合は、デジタル庁の提供するクラウドサービスの問題で

あり、デジタル庁の責任といえる。漏えい以外にもシステム障害等のトラブルが発生した場合についても、原因がどこにあるかにより、その責任の所在が変わる。

(事務局) 事務局からも個人情報保護委員会にクラウドサービスにおける事故発生時の責任の所在について問い合わせをしているが期日までに回答がなかった。回答が来次第、共有させていただく。

(委員) 先ほど庁内にミラーサーバーが継続して置かれるという説明があったが、ミラーサーバーは災害が起き、クラウドの利用が不可となった場合のみ使用するのか、それとも今後は日常的にクラウドとミラーサーバーが併用されることとなるのか。

(実施機関) ミラーサーバーを庁内に残す主目的は大規模災害等に備えるためである。ただ、災害は起きてはいないが、通信回線の途絶によって、クラウド環境は稼働しているが、横須賀市側から通信ができなくなってしまった、という場合にも使えるものであり、必ずしも災害が起きなければ使用しない、というものではなく必要なタイミングで稼働できるよう備えるものである。

(委員) ミラーサーバーに保管されるデータは絶えずクラウドと同時に更新されていくのか。

(実施機関) リアルタイムでの同期は難しいと思うが、これから同期の頻度を設計するにあたり、ほぼ同じくらいの時点のデータを同期できるようにしたいと考えている。

(委員) クラウドについては全国的な利活用の促進を国が一括して進めることとなっているが、例えば問題が生じた際の対応は、基本的にはその制度の枠の中で対応していくことになるのか。例えば何が原因だったかどこに責任があるかを追求することすら難しいのではないかと思うが、外国の法人との問題であれば国と国との契約事項についての争いとなるのか。

(事務局) 実態的にどのような対応をとるべきかは現在、個人情報保護委員会に問い合わせ中である。国のガイドライン等では、個人情報を取り扱わせる委託関係にある場合は委託者が責任を負う、という解説がある。クラウドサービスについては国の事務連絡で、「AmazonやGoogleのようなクラウド事業者は個人情報を取り扱わない」という記載があり、この場合、このクラウドにデータを上げて

個人情報を取り扱っている地方公共団体に責任があるのか、さらに、原因がAmazon、Googleであった場合においては事業者と契約をした国が報告義務者に当たるのか、という観点で質問をしているところである。

(委員) 資料5の全項目評価書の38ページ以降に「リスクへの対策は十分か」という欄があり、選択肢が「1 特に力を入れている」、「2 十分である」、「3 課題が残されている」と3つある。素直に読めば「1 特に力を入れている」でよいのかもしれないが、見方を変えると特に力を入れているが必ずしも十分とはいえない、ととれる。「リスクへの対策は十分か」という設問に対し、ほとんどの答えが「1 特に力を入れている」となっているが、この選択肢の意味するところを補足していただきたい。

(事務局) 本様式については国から記載例、解説が示されている。そこには選択肢1～3の考え方として「リスクに対して十分な対策を行っている」と評価する場合には『十分である』を、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には『課題が残されている』を選択すること。評価実施機関としてこのリスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合委は、『特に力を入れている』を選択すること」とある。実施機関はこの国からの解説に基づき、選択をして自己評価を行っている。

(委員) 資料5の全項目評価書を見ていると「1 特に力を入れている」が多すぎるのではないかと。十分であるが100点だとして、さらに120点を求めるというのが多すぎる。評価が甘いと言っては言い過ぎかもしれないが、どのような考えで評価をしているかわからなかった。選択肢の意味については理解した。

(委員) 資料5の全項目評価書の59ページ「7 特定個人情報の保管・消去、リスク1の③安全管理規程」は選択肢「特に力を入れて整備している」が選択されている。本来であれば具体的な安全管理規程を記載すべきと思うが、記載はない。記載する必要がないのか、それとも様式がこのようになっているだけで、実際には規程はあるということか。

(実施機関) 庁内には評価書に記載されている項目も含めて、情報セキュリティに関する規程は整備されている。

(事務局) デジタル情報における情報セキュリティは情報セキュリティポリシーに規定があり、特定個人情報は特定個人情報の安全管理に関する要綱があり、データ

の消去等を確実に行うという規定等を設けている。

(委員) 資料5の全項目評価書の72ページの3段目に「住基システムを利用する所属において、異動又は退職に伴い、システム利用が不必要となった職員について、情報政策課にパスワードの失効を速やかに依頼します。」とある。速やかに、で良いのか。「可及的速やかに」や「直ちに」であれば理解できる。私がかつて所属していた組織では3月31日の定刻が過ぎれば即時に実行していた。

(実施機関) 記載自体は「速やかに」となっているが、意図としては「直ちに」である。実際の運用としては、人事異動や退職に伴いシステムの利用が不要となる職員については事前に利用停止の申請がなされ、3月31日をもって利用不可とする設定を行う。これにより権限の失効処理が漏れないようにしている。

(委員) 「直ちに」、「遅滞なく」、「速やかに」では意味合いが明確に異なるので質問した。内容については承知した。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については報告を受けたとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

－実施機関退席－

(委員長) 私は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）の情報公開・個人情報保護審査会の委員を務めており、当該審査会において、同様に標準システムのクラウド化に伴う第三者点検を実施した。その際、当該審査会から広域連合長に宛に附言したものを委員の皆さんに参考として事務局からお配りいただいた。先ほど実施機関から説明があったとおり、1年後のクラウド化に向けて、これから決定すべきことも種々あるようであるが、海外契約となることから様々懸念がある。この席上で結論付けるということは難しい問題もあろうが、本審議会においても同様に附言を行うべきか議論したい。

(委員) ガバメントクラウドが実際にどのような運用となるかがはっきりとしていない。海外契約となるなど、不安な面はあるが、今の段階で附言することは早いのではないかと考える。

(事務局) 本件について、「これから決定する」というような御説明をしているが、こ

のタイミングで第三者点検を行わなければならない点について補足したい。特定個人情報保護評価、つまりはこの第三者点検であるが、これは、プログラミングの前までに行わなければならないと国から示されている。クラウドの場合はプログラミングが既成のものとしてなされた状態であるため、実施機関と事務局で協議の上、市の環境からクラウドに情報を上げる前のタイミングで第三者点検を行うべきと結論付けた。そのため、これから決定となる事項がある段階で本審議会の御意見を伺うこととなった。

(委員長) クラウド化すると我々の個人情報の取り扱いがどのようになるのか、難しいところである。これから1年間ぐらいの間に、国は地方公共団体からの意見を求め、コミュニケーションを図り、国が代表として契約を結ぶこととなる。その上で国と自治体が具体的にどのような契約を結ぶのか不明な点もある。本日は一応参考資料という形で、広域連合がそうした懸念を持っているということをお伝えした。

3 その他

次回審議会は、令和6年秋頃開催予定である。

4 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は15時30分に会議の閉会を宣した。